

(別紙2)

単 価 契 約 書 (案)

- | | |
|------------|-----------------------|
| 1. 品 名 | 別紙内訳書のとおり |
| 2. 規格(形式) | 同 上 |
| 3. 単 価 | 別紙内訳書の単価のとおり |
| 4. 納 入 期 限 | 発注の日から指示日以内 |
| 5. 納 入 場 所 | 公立豊岡病院、公立豊岡病院出石医療センター |
| 6. 契約保証金 | 免 除 |
| 7. 納入の方法 | 甲の指示による |
| 8. 契約期間 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで |

買主 公立豊岡病院組合(以下「甲」という。)と売主_____ (以下「乙」という。)とは、上記物品の売買について、次の条項に従い互いに信義を守り、誠実にこれを履行するものとする。

(総則)

第1条 乙は、甲の示す仕様書及び見本に基づいて、頭書の納入期限内に物品を納入しなければならない。

2 乙は、納入すべき物品について品質が明らかでなく、又は特別の指示を受けていないときは、高級な品質を有するものを納入しなければならない。

3 乙は、仕様書及び契約条件に明示されていない事項について、物品の納入に当然必要なことは、甲の指示によらなければならない。

(検査)

第2条 乙は、物品を納入しようとするときは、納品書を提出し、立会いの上、甲の検査を受けなければならない。

2 検査に要する費用及び検査による変質、変形又は消耗及び損傷した物品の修繕等の費用は、すべて乙の負担とする。

3 乙は、第1項に規定する検査に立ち合わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができないものとする。

(手直し、補強又は取り換え)

第3条 乙は、納入する物品が不良のため、前条第1項の検査に合格しなかったときは、甲の指定した期限内にこれを手直しし、補強し、又は取り換えて検査を受けなければならない。

(給付の完了)

第4条 甲は、検査に合格した物品につき、その引渡しを受けるものとする。

2 物品の容器、包装等は、特に定める場合を除き、甲の保有とする。

(危険負担)

第5条 物品の納入前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。

(かし担保)

第6条 乙は、納入した物品に隠れたかしがあるときは、その契約を履行した日から、1年間、無償で手直しし、補強し、又は取り換えなければならない。

2 乙は、甲に対して、前項に規定するかしにより生じた損害を賠償しなければならない。

(別紙2)

(災害時の要請および協力)

第7条 甲は、災害が発生し物品を調達する必要があるとき、乙に対し物品の優先供給を要請するものとする。

2 甲は、要請に先立ち、乙に対し、物品の確保状況について照会することができるものとする。

3 乙は、甲の優先供給要請に対し、積極的かつ優先的に応じ、要請された物品の確保に努めなければならない。

4 乙は、甲の要請により確保した物品を、甲が指定した医療機関に納入するものとする。ただし、道路等の寸断等により、搬送が困難な状況にあるときは、甲、乙協議し納入方法を検討することとする。

(権利、義務の譲渡禁止)

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承継を受けた場合は、この限りでない。

(代金の支払等)

第9条 甲は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、乙の適正な支払請求書に基づき、給付の完了した翌月末までに契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 乙の支払請求額の金額は、消費税法に定める課税業者か免税業者であるかにかかわらず、当該契約単価に納入数量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税相当額を加えた金額とする。

(乙の請求による履行期限の延長)

第10条 乙は、天災地変、その他やむを得ない理由により契約の履行期限以内に物品を納入することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その理由を明らかにした書面により、期限の延長を求めることができる。この場合において、甲が正当と認めたときは、甲、乙協議して書面により延長日数を定めるものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込がないと明らかに認められるとき。

(2) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。

(3) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

(4) 乙又はその代理人が、この契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないとき。

2 甲は、前項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。

3 甲は、前2項の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代価を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。

4 第1項の規定により、契約を解除した場合においては、乙の契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に甲に納付しなければならない。

5 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(別紙2)

(履行遅延の場合の違約金)

第12条 乙は、その責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に物品を納入しないときは、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額につき年10.75パーセントの割合で計算した額を違約金として甲に納めなければならない。

2 乙は、第3条の手直し、補強又は取り換えが納入期限後にわたるときは、前項に基づき違約金を納めなければならない。

3 前各項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これに算入しないものとする。

(契約の変更、中止)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、書面による通知により、契約の内容を変更し、又は中止させることができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があると認められるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(事情の変更)

第14条 契約の締結後において、予期することのできない経済情勢の変動等により、契約金額が著しく不当と認められる事情が生じたときは、甲、乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(協議)

第15条 この契約について疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、契約規則(昭和50年公立豊岡病院組合規則第12号)によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年4月1日

甲

兵庫県豊岡市戸牧1094番地
公立豊岡病院組合
管理者 八木 聡

乙

住 所
会 社 名
代 表 者 名

Ⓜ